

嘉手納基地内「即応訓練」及び沖縄自動車道での米軍車両の走行訓練の中止を求める意見書

8月21日から嘉手納基地内で実施されていた「即応訓練」で、24日午前、米軍は嘉手納町役場前駐車場に面するフェンス内側の基地内道路上で地上爆発模擬装置(GBS)を爆発させ発煙缶を使用する訓練を強行した。

激しい爆発音が何度も連続して起こり、発生した大量の白煙が、町役場内や隣接する屋良地区の住宅街一帯にまで広がったとのことである。なぜわざわざ町役場近くで訓練を実施し、役場業務を混乱に陥れ、住民を驚愕させることをするのか。昨年12月の訓練でも、煙が嘉手納高校に流れ、授業が中断し、息苦しさを訴える生徒も出た。たび重なるフェンス近くでの「即応訓練」は、住民地域からのテロ攻撃を想定したものであると考えざるを得ない。そのつど謝罪したとしても、同様な事態は再び繰り返されることになる。米軍は訓練の詳細な内容を事前に公表するよう改め、住民への人権的配慮を欠く訓練を中止すべきである。

次に、沖縄自動車道那覇料金所付近で、米海兵隊の大型車両四台が中央分離帯の切れ目からUターンする際に、最後尾の一台が出口車線から直進してきた一般乗用車と衝突事故を起こしていたことが8月24日に明らかになった。

報道によると、在沖米海兵隊は「訓練ではなく、沖縄の道路事情、交通法規、地形などを習熟させるための運転練習」と釈明するが、紛れもなく公務中の訓練というべきである。訓練施設でもない沖縄自動車道での訓練は日米地位協定上も認められない危険行為であり絶対に許せない。直ちに中止すべきである。このような公道での走行(訓練)は、1994年以降、実施されているとのことである。勝手な解釈による「練習」名目で、安全であるべき高速道路が米軍の訓練場にされていることに大きな怒りをおぼえる。地位協定の勝手な拡大解釈は絶対に許せるものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命・安全・財産を守る立場から、米軍の「即応訓練」及び沖縄自動車道での走行訓練の実施に断固反対し、その中止を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年 8月29日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使(沖縄担当) 那覇防衛施設局長